

川崎市博物館の登録等に関する規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「施行規則」という。）の規定に基づく博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

（博物館登録原簿）

第2条 法第10条に規定する博物館登録原簿は、第1号様式とする。

（登録申請書の様式等）

第3条 法第11条第1項に規定する登録申請書は、第2号様式とする。

2 法第11条第2項各号に掲げる直接博物館の用に供する建設及び土地の図面は、配置図、平面図、立面図及び博物館周辺図とする。

3 法第11条第2項各号に掲げる館長及び学芸員の氏名を記載した書面には、館長の経験年数、学芸員の経験年数及び担当事務並びにその他の職員を置く場合にあっては当該職員の氏名、経験年数及び担当事務を併せて記載しなければならない。

4 法第11条第2項各号に掲げる書類で次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める様式により作成しなければならない。

（1） 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面 第3号様式

（2） 博物館資料の目録 第4号様式

（3） 館長及び学芸員の氏名を記載した書面 第5号様式

5 第1項の登録申請書には、法第11条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 学芸員又は学芸員補の資格を証明するに足りる書類

(2) 開館年月日及び年間開館日数について記載した書類

(登録要件の審査方法)

第4条 川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第12条の規定による登録要件の審査又は法第14条第1項の規定による登録の取消しに当たっては、必要に応じて当該博物館の实地調査、学識経験者又は専門機関からの意見の聴取を行うものとする。

(登録事項等の変更届出)

第5条 法第13条第1項の規定による届出は、当該登録事項の変更があった日から1箇月以内に博物館登録事項等変更届出書（第6号様式）により行わなければならない。ただし、博物館資料目録の軽微な変更については、毎年9月末日及び3月末日までに届け出るものとする。

(廃止の届出)

第6条 法第15条第1項の規定による届出は、当該博物館を廃止した日から10日以内に博物館廃止届出書（第7号様式）により行わなければならない。

(博物館相当施設指定申請書の添付書類の内容等)

第7条 施行規則第19条第2号に掲げる図面は、配置図、平面図、立面図及び当該施設周辺図とする。

2 施行規則第19条第4号に規定する書類には、当該施設の長の経験年数、学芸員に相当する職員の経験年数及び担当事務並びにその他の職員を置く場合にあつては当該職員の氏名、経験年数及び担当事務を併せて記載しなければならない。

3 施行規則第19条第1号に規定する目録は第4号様式、同条第2号に規定する書面及び図面は第3号様式、同条第4号に規定する書類は第5号様式に準じてそれぞれ作成しなければならない。

4 施行規則第19条に規定する博物館相当施設指定申請書には、同条に掲げる書類等のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該施設の利用に関する事項等を定めた書類
- (2) 学芸員に相当する職員にあっては、その専門的職員としての経験を証明するに足りる書類
- (3) 開館年月日及び年間開館日数について記載した書類
(指定要件欠如の報告)

第8条 施行規則第21条の規定による報告は、当該指定要件を欠くに至った日から10日以内に博物館相当施設指定要件欠如報告書（第8号様式）により行わなければならない。

(告示)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかを行ったときは、その都度その旨を告示するものとする。

- (1) 法第10条の規定により博物館として登録したとき。
- (2) 法第13条第2項の規定により登録事項の変更登録をしたとき。
- (3) 法第14条第1項の規定により登録を取り消したとき。
- (4) 法第15条第2項の規定により登録を抹消したとき。
- (5) 法第29条の規定により博物館相当施設として指定したとき。
- (6) 施行規則第24条の規定により指定を取り消したとき。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式

博物館登録原簿

事 項	登 録		登 録 変 更		登 録 変 更	
	年月日	年 月 日	年月日	年 月 日	年月日	年 月 日
	記号 番号	川崎第 号				
設置者の 名称及び 住 所						
名 称						
所 在 地						
備 考						

第2号様式

博物館登録申請書

年 月 日

川崎市教育委員会 様

住 所

名 称

申請者名

㊞

次の博物館を設置したいので、博物館法第11条の規定により、登録を申請します。

設置者	名称	
	住所	
博物館	名称	
	所在地	

(添付書類)

- 1 設置条例の写し（私立博物館にあっては、法人の定款の写し又は宗教法人の規則の写し）
- 2 館則の写し
- 3 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面
- 4 当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積り（私立博物館にあっては収支の見積りに関する書類）
- 5 博物館資料の目録
- 6 館長及び学芸員の氏名を記載した書面
- 7 学芸員及び学芸員補の資格を証明するに足りる書類
- 8 開館年月日、年間開館日及び休館日について記載した書面

第3号様式

博物館建物・土地面積表

1 建物面積

(1) 延床面積 m^2

(2) 構造

(3) 階層

階層	部屋名	面積	階層	部屋名	面積
		m^2			m^2

2 土地面積 m^2

所在及び地番	面積
	m^2

第4号様式

博 物 館 資 料 目 録

資料種別 分類	実物		標本		模複 写写		模模 型複 造製		図文 書献		図表		写真		フィルム スライド		レコード		その他		備考
	種類名	点	種類名	点	種類名	点	種類名	個	種類名	点	種類名	葉	種類名	枚	種類名	卷	種類名	枚	種類名		

注 1 種類名の欄は、絵画、彫刻等と記入してください。

2 資料目録の詳細な内訳は、別に添付してください。

第5号様式

職 員 名 簿

職 名	氏 名	経 験 年 数	担 当 事 務	備 考
館 長				

備考 職名の欄は、学芸員、学芸員補、事務職員等と記入してください。

第6号様式

博物館登録事項等変更届出書

年 月 日

川崎市教育委員会 様

住 所

名 称

届出者名

㊞

次の博物館に係る登録事項等に変更があつたので、博物館法第13条第1項の規定により、届け出ます。

設置者	名称	
	住所	
博物館	名称	
	所在地	
登録年月日	年 月 日	
登録記号番号		
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		
変更事項の種別		
変更事項の内容	旧	
	新	

第7号様式

博物館廃止届出書

年 月 日

川崎市教育委員会 様

住 所

名 称

届出者名

㊞

次の博物館を廃止したので、博物館法第15条第1項の規定により届け出ます。

設置者	名 称	
	住 所	
博物館	名 称	
	所在地	
登録年月日	年 月 日	
登録記号番号		
廃止年月日	年 月 日	
廃止の理由		
廃止後の処置		

第8号様式

博物館相当施設指定要件欠如報告書

年 月 日

川崎市教育委員会 様

住 所

氏名又は名称

報告者氏名

㊞

次の博物館相当施設に係る指定要件を欠くに至ったので、博物館法施行規則第21条の規定により報告します。

設置者の氏名又は名称		
博 物 館	名 称	
相 当 施 設	所 在 地	
指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 要 件 を 欠 く に 至 っ た 年 月 日	年 月 日	
欠くに至った指定要件		
指 定 要 件 を 欠 く に 至 っ た 理 由		

参考資料

制 定 理 由

博物館法及び博物館法施行規則の規定に基づく博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項を定めるため、この規則を制定するものである。